

# 下水道研究会議規約

(名 称)

第 1 条 この会議は、下水道研究会議と称する。

(構 成 員)

第 2 条 この会議の構成員は、政令都市を除く都市（以下「一般市」という。）の下水道担当部局の長とする。

(目 的)

第 3 条 この会議は、一般市、国及び関係機関が連携し、下水道事業が抱える技術的、経営的課題の解決に向けて、調査研究を行ない、下水道事業の促進に資することを目的とする。

(事 務 局)

第 4 条 この会議の事務局は、代表幹事都市の事務所内に置く。ただし、事務局の事務については、代表幹事都市及び常任幹事都市で分担してこれにあたる。

(役 員)

第 5 条 この会議に次の役員を置く。

代表幹事 1名 (常任幹事の中から選出する)

常任幹事 7名

会計監査 2名 (常任幹事より2名が兼務する。ただし代表幹事を除く)

2 役員は総会で選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 代表幹事及び常任幹事が任期の途中で退任した場合、その残任期間は退任した者の所属した都市の後任者が、代表幹事及び常任幹事に、それぞれ補欠選任されたものとして任期中在任する。

(役員の仕事)

第 6 条 代表幹事は、この会議に属する会務を掌理し、この会議を代表する。

2 常任幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があったとき、または欠けたときは、常任幹事の互選により選任された者がその職務を代行する。

(名 誉 会 員)

第 7 条 この会議に常任幹事会の議決によって名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、会議に出席し意見を述べることができる。

(会 議)

第 8 条 総会及び常任幹事会は、代表幹事がこれを招集し議長となる。

また、総会には、全会員の討議のための分科会を設けることができる。

- 2 代表幹事は前項の会議のほか、下水道事業の適切な運営のため、勉強会を開催することができる。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回開催する。
- 4 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、代表幹事が必要と認めたときに招集し、この会議の運営について審議するほか、総会の提出事項や勉強会の開催について協議する。
- 5 代表幹事が必要と認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 総会及び常任幹事会は、これらの会を構成する会員のそれぞれ3分の1以上の出席をもって開催する。ただし、委任状の提出があった会員、または代理人を出席させた会員については、出席したものとみなす。
- 7 前項の代理人は、会議において会員の権限を有する。
- 8 総会及び常任幹事会において議決が必要な案件がある場合は、出席会員の2分の1以上をもって決する。

(入 退 会)

第 9 条 この会議への入退会については、文書をもって届出なければならない。

(経 費)

第 10 条 この会議の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、必要に応じて徴収することができる。

(会 計 年 度)

第 11 条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会 計 監 査)

第 12 条 この会議の会計監査は、毎年1回行う。

- 2 会計監査は、監査の結果を次回の総会に報告しなければならない。

附 則 この規約は、平成14年4月1日からこれを適用する。

附 則 この規約は、平成23年4月1日からこれを適用する。

附 則 この規約は、令和2年4月1日からこれを適用する。